

平成 31 年度 産学官連携によるデータ活用推進事業支援パートナー募集要項

滋賀県地域情報化推進会議事務局

1.概要

(1) 目的

滋賀県地域情報化推進会議（以下「推進会議」という）にて産学官連携によるデータ活用推進事業を実施することに伴い、①事業全体の実施計画策定支援や、②分析対象とする地域課題の選定に対する支援、そして、③分析した結果をどのように活用するか、また、いかに分析結果を使って企業とマッチングし事業化するかという、分析結果の活用支援を行っていただけるパートナー企業を募集する。

(2) 支援の前提

支援の実施にあたっては、県内のリソースを活用し、情報系を専攻する県内大学生・大学院生の県内企業への就職および県内企業・民間団体等のデータ活用を促進するという事業目的に沿った形で進めること。

ここでいう県内のリソースとは、滋賀県立大学、滋賀大学、立命館大学等の県内大学・大学院であり、また、企業等であれば、県内に本社や事業所を有する推進会議の会員を中心とした企業や民間団体等を指す。

また、パートナー企業は、検討を行う上での基礎となる AI の利活用について、知見を有していること。（例：書籍、レポートの発行等）

(3) 事業実施期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

(4) 稼働日数

事業実施期間内において、滋賀県内にて 4 回程度の稼働が必要。その他については、メール、Web 会議等にて、事務局との事業に関する協議等を実施。

2.求める支援内容

(1) 事業実施計画策定支援

推進会議が作成する事業実施計画に対する助言および支援を行う。特に事業の全体像にかかる部分について、推進会議事務局と協議の上、ビジネスの視点を踏まえた助言を行うこと。

(2) 地域課題選定支援

データや AI を活用することが可能な課題を整理し、また、課題に対するビジネスニー

ズ調査を行うことで、課題選定を支援する。また、併せて、課題選定の参考となる、データや AI を利活用した事例の紹介を行うと共に、課題に関するデータを保有している企業等の紹介に努めること。

その他、構想段階において取得したデータに基づき、活用方法の提案を行うこと。

(3) 分析結果の活用支援

分析結果を基にした活用提案の作成にあたっての支援を行う。実証・事業化に繋げることのできる企業等の紹介に努めること等、実証に向けた準備支援を行う。

3.目標

平成 31 年度末に以下の 3 点について達成することを本事業の目標とする。パートナー企業についてはその達成に寄与すること。

- ・ 中間報告会の審査を通過した活用提案の件数 3 件
- ・ 2020 年度に取り組むべき課題の選定 2 件
- ・ 中間報告会の審査を通過した活用提案の事業化準備（活用提案の具体化案作成） 3 件

4.活動にかかる費用について

以下に記載する費用を支給する。金額としては、最大で 80 万円程度を想定している。

- ・ 会議等参加にかかる旅費（実費弁償）
- ・ 会議開催経費（会場代等）
- ・ 講師謝金
- ・ 資料等作成費（印刷費含む）
- ・ 審査委員謝金
- ・ その他、支援活動を行うにあたって必要と認められる経費

5.募集執行の概要および日程

(1) 必要書類

本募集に参加を希望する者は、以下の書類を電子データにて提出すること。

- ・ 提案書（様式任意）
- ・ 会社概要（様式任意）

(2) 提案書等提出期限

平成 31 年 4 月 17 日（水）17 時まで

(3) 提出先

滋賀県地域情報化推進会議事務局（滋賀県総合企画部情報政策課内）
〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL : 077-528-3380 FAX : 077-528-4839
Mail:chiiki@pref.shiga.lg.jp

(4) 審査・選定

複数の応募があった場合、事務局にて提案内容の審査の上、選定を行う。

(5) 質問について

平成 31 年 4 月 2 日（火）から平成 31 年 4 月 10 日（水）まで（土曜日および日曜日を除く）の 9 時から 17 時までとする。

会社名、担当者名、連絡先を記載の上、(3) 提出先に記載のあるメールアドレス宛にメールを送信すること。

回答については、質問のあった日から数えて 3 営業日以内に推進会議ホームページに質問要旨と共に掲載する。

6.その他

- (1) 参加者もしくはその代理人または選定された相手方が本件に関して要した費用については、すべて当該参加者もしくはその代理人または選定された相手方が負担するものとする。
- (2) 次に掲げる者は本募集に参加することはできない。
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「防止法」という。）第三十二条第一項 各号に掲げる者
 - ・暴力団（防止法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ・暴力団員（防止法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）（同法第 9 条に規定する指定暴力団員を除く。）
 - ・暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者（防止法第 32 条第 1 項第 2 号に該当する者を除く。）
 - ・役員等（本募集に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から推進会議との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人（防止法第 32 条第 1 項第 3 号に該当する者を除く。）
 - ・本募集に参加する個人から推進会議との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - ・暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人（防止法第 32 条第 1 項第 4 号に該当する者を除く。）